**消　　防　　計　　画**

（目　的）

第１条　この消防計画（以下「計画」という。）は、消防法第８条第１項の規定に基づき　　　　　　　　　　における防火管理業務について、必要な事項を定め火災、震災その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害の防止を図ることを目的とする。

（消防計画の適用範囲）

第２条　この計画は、当建物に勤務、又は出入りするすべての者に適用する。

（予防管理組織）

第３条　当建物の火災予防の徹底を図るため、防火管理者のもとに火元責任者及び検査員を置く。

２　前項の組織及び任務分担は、次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （防火管理者）  (　　　　　) | （火元責任者）  (　　　　　　) | 建築物の管理  吸殻、ストーブ等の火気管理  落下、転倒防止  火気使用設備器具の管理  消防用設備等の日常点検  避難施設の管理  階段や防火扉の前に物が置いてないか確認 |
| （検査員）  (　　　　　　) | 電気設備器具等の安全確認  機械設備の管理  危険物施設の安全管理及び検査 |

（建物等の自主検査）

第４条　防火管理者及び火元責任者は、建物、火気使用設備器具、危険物施設等について別添自主検査票に基づき自主検査を１年に　　回（　　月　　月）に実施し、その結果を３年間保存して不備欠陥事項の生じたときは、管理権原者に報告するとともに早期修繕に努める。

（不備欠陥等の整備）

第５条　防火管理者は、建築物等及び消防用設備等に不備欠陥箇所がある場合、管理権原者に報告し改修を図らなければならない。

（消防用設備等の法定点検）

第６条　消防用設備等の機能を維持管理するため、法定点検を下記により点検資格者（消防設備士）に行わせ実施する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 消防用設備等 | 機器点検 | 総合点検 | 点検者（委託業者） |
|  | ６ヶ月ごとに１回  　　月  　　月 | １年に１回  　　月 | （　　　　　　　） |

（点検検査の記録及び報告）

第７条　防火管理者は、点検検査の結果をその都度記録するとともに、消防用設備等の法定点検結果については、　　年に１回西尾市消防長に報告しなければならない。

（自衛消防組織）

第８条　火災その他の災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を置く。

２　自衛消防隊の組織及び任務分担及び任務は、別表１のとおりとする。

（震災対策）

第９条　震災時の災害を予防するため、次の事項を実施するものとする。

１　日常の地震対策

⑴　建物内の棚、物品等の転倒、落下危険の有無の検査

⑵　火気使用設備器具等の転倒、落下危険の有無の検査

⑶　危険物施設における危険物品の転倒、落下危険の有無の検査

⑷　震災用備蓄品を確保するとともに、定期的に検査する。

２　地震後の安全措置

⑴　地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。

⑵　二次災害の発生を防止するため、建物、火気使用設備器具等は点検・検査を実施する。

⑶　各設備器具は安全を確認した後、使用する。

（地震予知対応策）

第１０条

１　情報の収集伝達

⑴　東海地震注意情報から警戒宣言発令時までの措置

ア　東海地震注意情報を知った防火管理者は店内にいる従業員に口頭によりその事実を知らせ、警戒宣言発令時に備え、従業員（自衛消防組織）の任務の確認、指示等を行う。

イ　東海地震注意情報の顧客への伝達は、混乱防止に十分配慮して放送設備等により伝達を行う。

⑵　警戒宣言発令時の措置

ア　大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発せられたことを知った従業員は、直ちに防火管理者に報告し、店内にいる従業員にその事実を知らせる。

イ　警戒宣言発令の利用者への伝達は、従業員（自衛消防組織）が配置についた時点で、放送設備等により伝達を行う。

２　警戒宣言発令時の活動

　　　　防火管理者は、東海地震注意情報が発せられたことを知ったときは、自衛消防組織に定めるとおり応急対策を行う。

なお、この時点をもって閉店とし、お客様及び従業員は帰宅させる。

（地震の避難）

第１１条　当建物の避難場所は、　　　　　　　　　　である。遠方などで、帰宅出来ないお客様は、　　　　　　　　　　　の位置及び当店からの避難経路、方向を知らせると共に図面を掲示する。（別添図面）

（訓練・教育）

第１２条　防火管理者は、従業員に対して下記の訓練と教育を行うものとする。

１　訓練

⑴　火災を想定とした訓練　（年　　回以上）

※　防火管理者は消防訓練を実施しようとするときは、実施の３日前までにその旨を西尾市消防長に届け出なければならない。

⑵　東海地震予知情報等に関する訓練　　（年１回以上）

⑶　その他町（町内会）が行う防災訓練

２　教育

⑴　消防計画の周知徹底

⑵　火災予防上の遵守事項

⑶　防火管理に対する従業員各自の任務及び責任の周知徹底

⑷　安全な作業に関する基本事項

⑸　震災対策に関する事項

⑹　その他火災予防上必要な事項

（消防機関への報告、連絡）

第１３条　防火管理者は、防火管理の適切を図るため、常に消防機関と連絡を密にし、次の業務を行う。

⑴　消防計画の変更の届出（改正の場合はその都度）

⑵　防火管理者の選任及び解任の届出

⑶　改装工事時の「工事中の消防計画」届出

⑷　消防用設備等の点検結果の報告

⑸　防火・教育訓練指導の要請

⑹　その他

附　　則

この消防計画は、　　　　年　　月　　日から施行する。

　　　〃　　　　　　　　年　　月　　日（一部改正）

別表１　自衛消防組織の編成及び任務等

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 火災発生時の任務 | 警戒宣言が発せられた場合の任務 | 隊員名 |
| 自衛消防隊長　　　（　　　　　　） | 通報連絡担当 | ⑴　非常ベルを鳴らす。  ⑵　１１９番に通報する。  ⑶　到着した消防隊への情報提供及び関係先への連絡にあたる。 | 〇情報収集担当とする。  ⑴　テレビ、ラジオ等により情報を収集する。  ⑵　自衛消防隊長の指示により、必要な情報を収集し、伝達する。  ⑶　非常持出品､非常食及び飲料水の準備。 |  |
| 初期消火担当 | ⑴　水バケツ、消火器等を使用し初期消火する。  ⑵　天井に燃え移ったら初期消火は中止して避難する。 | 〇点検担当とする。  ⑴　担当区域の点検を行い、転倒、落下防止等の被害防止措置を実施する。  ⑵　火気使用禁止を行う。  ⑶　ガスボンベ等の固定確認。  ⑷　ボイラー､バルブの閉鎖､燃料停止。  ⑸　水バケツ､消火器の準備をする。 |  |
| 避難誘導担当 | ⑴　避難口を開放し、避難経路図に従い、避難誘導にあたる。  ⑵　避難誘導は、大声で簡潔に行いパニック防止に全力をあげる。 | 〇火災発生時の任務と同じ。  ⑴　警戒宣言が発せられた場合の伝達に先立ち、出入口等に配置につく。  ⑵　警戒宣言が発せられた場合の伝達に伴い避難誘導を行う。  ⑶　拡声器等を利用して混乱防止に努めること。 |  |